電気の子メーターの有効期限が過ぎていませんか？

証明用電気計器（子メーター）とは、貸しビル、アパートなどでオーナーが一括して支払った電気料金を各室の使用量に応じて配分するために用いられるメーターをいいます。

計量法では「検定等を受けたもの・有効期間内のもの」でなければ取引又は証明における計量に使用してはならないことになっています。（計量法第16条）

これを使用した場合は計量法で罰則規定（計量法第172条）がありますが、当事者間のトラブルを未然に防ぐためにも、計量法を遵守されることをお願いします。

検定ラベル等に表示している有効期限を今一度確認してください。



検定ラベル

2018年12月まで



2019年1月から



有効期限は、平成40年（2028年）12月を示す。

適合ラベル

2018年12月まで

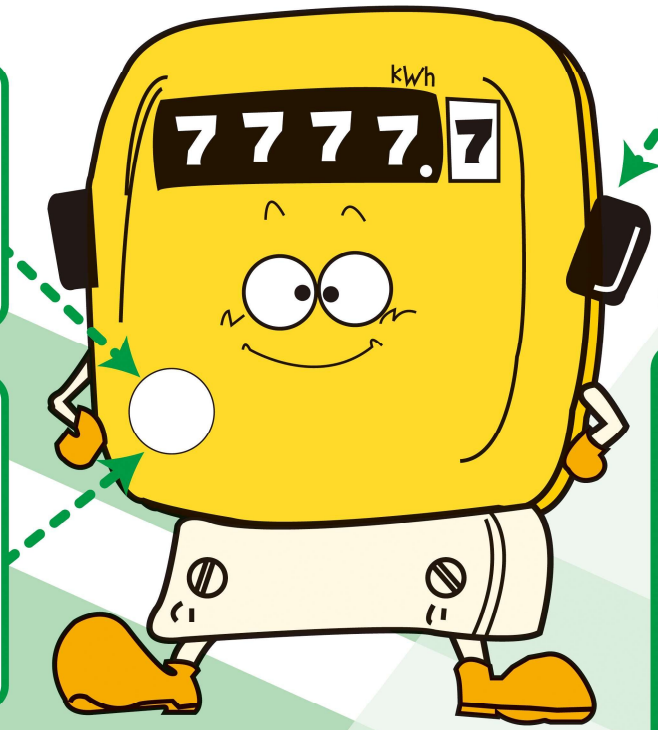


2019年1月から



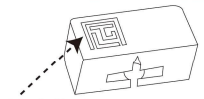
有効期限は、平成40年（2028年）12月を示す。

基準適合証印



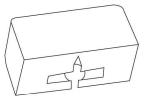
封印キャップ

検定ラベルの場合



検定証印

適合ラベルの場合



変成器付計器の有効期限は、ファイバー製の検定票に表示しています。

検定票

2018年12月まで



有効期限は、平成37年（2025年）12月を示す。

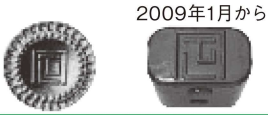
2019年1月から



「東」の文字を刻印せず年月のみになります。

検定証印

2009年1月から



2018年12月までに検定等に合格した電気メーターの有効期限は、和暦（平成の文字は表示していません）で年を表示していました。2019年1月以降に合格したものからは、西暦で年を表示しています。いずれの場合であっても表示している期限まで有効ですので、必要に応じて読み替えて期限までご利用いただけます。

関東地区証明用電気計器対策委員会

電気の子メーターに関するQ&A

Q 検定等を受けなければ使用できませんか？

A 計量法の第16条(使用の制限)で、

⑴検定証印又は、基準適合証印が付されていないものを使用すること。

⑵検定証印又は、基準適合証印の有効期限を経過したものを使用すること。

⑶変成器とともに使用する電気計器の場合、同じ合番号が付されていない変成器とともに使用すること。

が禁じられています。

したがって、子メーターは、検定あるいは自主検査に合格したもので有効期間内のものでなければ使用できません。目的とするところは、電力会社の取引用電気計器と同 様 に「公 平の原則」に立って、当事者間のトラブルを無くすことにあります。

Q 有効期間は、どのように決められていますか？

A 電気メーターの有効期間は、変成器とともに使用するものかどうか、構造や定格電流等に応じ政令により以下のとおり定められています。

⑴単独計器（メーターのみで使用）

分　類	有効期間
・30A、120A、200A、250A	10年
・20A及び60Aの電子式	10年
・　〃　の機械式	7年

⑵変成器付計器（変成器とともに使用）

分　類	有効期間
・定格一次電流120A以下の変流器とともに使用する計器（定格一次電圧300V超過の変圧器とともに使用するものを除く）	7年
・電子式	7年
・上記以外のもの	5年

Q 有効期限が過ぎた場合には？

A 検定済みの新品又は修理品のメーターに取り替える方法と、今まで使用していた計器を修理して検定を受ける方法があります。最寄りの電気工事店又は下記の事業者にご相談ください。

なお、有効期限が過ぎたメーターは、当事者の合意の有無にかかわらず、計量に基づいた取引又は証明に使用することができません。

Q 期限切れの子メーターは誰が取り替えますか？

A 計量法では、子メーターの交換義務が誰にあるかを定めていませんので、あらかじめ当事者間で子メーターの交換方法や費用負担等について取り決めておくことで、有効期限を超過することがなくスムーズな更新につなげられます。

各種お問い合わせ先

子メーターの交換

大崎電気工業㈱	(03-3443-7177)	㈱電気計器サービスセンター	(03-6806-7413)
東光東芝メーターシステムズ㈱	(03-6371-4359)	相原電気計器㈱	(03-3454-6921)
富士電機㈱	(03-5435-7266)	埼広エンジニヤリング㈱	(03-5439-6523)

計量法関係

経済産業省　関東経済産業局　資源エネルギー環境部　電力事業課(048-600-0383)　https://www.kanto.meti.go.jp/

茨城県計量検定所(029-221-2763)	栃木県計量検定所(028-667-9425)	群馬県計量検定所(027-263-2436)
埼玉県計量検定所(048-652-2171)	千葉県計量検定所(043-251-7209)	東京都計量検定所(03-5617-6628)
神奈川県計量検定所(045-834-4400)	山梨県計量検定所(055-261-9130)	横浜市計量検査所(045-671-2587)

川崎市消費者行政センター計量検査係(044-200-5640)

検定関係

関東地区証明用電気計器対策委員会　事務局(日本電気計器検定所検定部)
(03-3451-1195)　https://www.jemic.go.jp/

立入検査に関するお知らせ ― 立入検査は、行政機関(各地方自治体の計量検定所、計量検査所)によって行われます。民間その他の機関が経済産業省や日本電気計器検定所の委託を受けて調査や立入検査を行うことはありません。

本紙の無断転載・転用を禁じます。

2026.06